

ワクチン接種促進強化事業

業務委託企画提案仕様書

令和3年9月

山梨県産業労働部産業振興課

1 目的

本業務は、若年層に対する新型コロナウイルス感染症ワクチン接種促進に向けた取り組みを行うことによりその接種率の向上を図るとともに、県内経済の活性化を図ることを目的とする。

2 業務内容

若年層のワクチン接種に対するインセンティブとして、令和3年11月未までに2回の接種を完了した対象者に、県産品等が当たるキャンペーンを実施する。

(1) 業務委託名称

ワクチン接種促進強化業務委託

(2) 契約期間

契約締結から令和4年3月31日まで

(3) 対象者（応募要件）

①県内に住民票がある18歳から39歳までの者

（昭和56年4月2日～平成16年4月1日生まれの者）

②令和3年11月30日までに2回目のワクチン接種を完了した者

（応募する時点で2回目の接種が完了していること）

(4) 業務内容

①山梨県内の県産品やサービス利用券が当たる「山梨お楽しみコース」

（以下「お楽しみコース」）、山梨県内の飲食店で利用できるプレミアム食事券が当たる「食事券コース」のいずれかに応募してもらい、抽選により賞品を発送する。

各コースの当選本数、賞品内容は次のとおり。

コース名	山梨お楽しみコース		食事券コース		
賞品内容及び 当選本数内訳	区分	税込3万円相当の賞品	100本	1万円分の食事券	1300本
		税込1万円相当の賞品	150本		
当選本数計		250本	1300本		

※お楽しみコースの賞品内容について各区分の賞品の内容を企画書にて提案すること。

②食事券コースについては、1万円相当の食事券を税込8,000円で

購入して発送する。食事券は、山梨県で令和4年2月に実施予定のプレミアム食事券事業で発行のプレミアム食事券を利用すること。

(プレミアム食事券の発行は令和4年2月1日を予定。)

- ③キャンペーンの専用ホームページ及び専用 SNS アカウントを作成し、応募の受付及び宣伝・告知の取組みを行うこと。
- ④定期的に各コースの応募状況を公表するなどして若年層の関心を喚起する取組みを行うこと。
- ⑤当選者への賞品の発送は、準備ができ次第早急に発送すること。また、賞品の発送までに応募要件を満たしていることを確認すること。

3 企画提案書に係る特記事項

(1) 提出書式

提出書類の書式は自由とする。ただし、A4版とする。(A3折り込み可)

(2) 記載が必要な事項 (記載順は問わない)

①応募方法・応募期間

- ・ホームページや SNS を活用した応募の具体的なイメージを示すこと。
- ・複数のプラットフォームで申込みができる方が望ましい。
- ・応募の受付は、コースごと、かつお楽しみコースにおいては各賞品ごとに行うこと。

②宣伝・告知

専用ホームページ及び SNS の活用を中心として、若年層が対象であることを踏まえた具体的な宣伝方法を示すこと。

③お楽しみコースの当選賞品

- ・賞品は、本事業の目的に沿った賞品とすること。
- ・税込3万円相当の賞品については2種類(各50本)、税込1万円相当の賞品については3種類(各50本)を具体的に提案すること。

④事業への関心喚起

若年層の関心を喚起する方法を示すこと。

⑤抽選方法

各コースの抽選方法を具体的に示すこと。

⑥情報管理

個人情報保護や情報漏洩に対する適切な取り組みが取られているか示すこと。

⑦その他

接種率の向上に寄与すると思われる事項を積極的に提案すること(応募者からの提案)。

4 見積書に係る特記事項

- (1) 見積書の書式は、自由とする。ただし、A4版とすること。
- (2) 見積書は、税抜価格で作成すること。
- (3) 見積額の合計は、税抜24,871,819円以内とすること。
- (4) 賞品購入代金は、税抜13,636,364円以内で見積もること。
このうち、プレミアム食事券の購入代金は、税抜9,454,546円で見積もること。
また、プレミアム食事券における数量、単価等の記載は不要とする。
(プレミアム食事券購入代金 / 1.1 =
10,400,000円 / 1.1 = 9,454,546円
小数点以下切り上げ)

5 報告

受託者は、この事業の実施状況について、次により県に報告する。

- (1) 実績報告書の提出
受託者は、委託業務が終了したときは、速やかに業務完了報告書を県に提出しなければならない。
- (2) その他の報告業務
受託者は、県から指示があった場合には、事業の実施状況について随時必要事項を報告するものとする。

6 再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。但し、一部についてあらかじめ書面により知事の承認を得たときは、この限りではない。

7 守秘義務等

- (1) 受託者の責務
 - ・ 受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、この事業に従事する全ての者に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。
 - ・ 受託者は、当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
 - ・ 受託者は、当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。
- (2) 個人情報収集の制限

- ・ 受託者は、委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な方法により行うこと。

8 特記事項

- (1) 本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託事業実施にあたっては、山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 本事業を実施するにあたっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡すること。
- (4) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに県に報告すること。
- (5) 委託業務の完了前に事故が発生したときには、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を県に報告し、応急措置を加えた後、書面により県に報告すること。
- (6) 本業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて県に帰属するものとする。
- (7) 本業務において県担当者と打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し県に提出すること。

9 その他

- (1) 各賞品の当選本数に応募数が満たなかった場合、県は、その満たなかった数の賞品に係る費用を控除して委託料を支払うものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。